

# 平成26年度 八潮市国民健康保険税のお知らせ

八潮市国民健康保険税(国保税)は、八潮市の国民健康保険に加入している全ての世帯主(注)に対して課税され、納付していただく義務があるもので、国民健康保険制度を支える大切な財源となっています。

皆さんに納めていただく国保税の決まり方や納め方などについて、以下のとおりお知らせいたしますので、納め忘れがないようお願いいたします。

(注) 世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合でも、家族の方が国民健康保険に加入していれば、「擬制(ぎせい)世帯」として世帯主に課税されることになります。ただし、この場合には、世帯主の所得や固定資産税額は国保税の課税対象とはなりません。

## 1. 国保税の決まり方

国保税は、国保加入者の所得や資産、人数などに応じて、世帯単位で決まります。なお、税額の算定基礎等は、納税通知書に記載していますので、お確かめください。

区分	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
① 医療給付費分	$A \times 6.6\%$	$B \times 20\%$	国保加入者数 $\times 14,000$ 円	1世帯につき 23,000円	510,000円
② 後期高齢者支援金等分	$A \times 2.6\%$		国保加入者数 $\times 11,000$ 円		140,000円
③ 介護納付金分 (40～64歳までの被保険者)	$A \times 1.4\%$		第2号被保険者数 $\times 10,000$ 円		120,000円

A：平成25年中の総所得金額－基礎控除（33万円）

B：平成26年度の土地・家屋にかかる固定資産税額

※ 平成26年度より課税限度額が医療給付費分50万円から51万円へ、後期高齢者支援金等分13万円から14万円へ、介護納付金分10万円から12万円へ改定されました。

## 2. 国保税の減額

低所得世帯に対しては、均等割と平等割が、下表の所得金額の区分ごとに減額されます。

所得金額の区分		減額割合	減額される額		医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
世帯主と世帯内の被保険者の所得の合計額	33万円以下の世帯	6割	均等割	1人につき	8,400円	6,600円	6,000円
			平等割	1世帯につき	13,800円		
	33万円＋(24.5万円×被保険者数)以下の世帯	4割	均等割	1人につき	5,600円	4,400円	4,000円
			平等割	1世帯につき	9,200円		

[75歳に到達し後期高齢者医療制度に移行した方がいる世帯に係る減額措置]

移行の世帯の例	減額措置の内容
Aさん：75歳になり、国保から後期高齢者医療制度へ移行した Bさん：75歳未満なので、引続き国保に加入する	① 後期高齢者医療制度へ移行した方及び、引続き国保に加入している被保険者の所得額により、軽減判定を行う。 ② 国保に引続き加入する方が1人の場合、移行した年より5年間は平等割を1/2減額、その後3年間は平等割を1/4減額する。
Cさん：75歳以上で、被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行した Dさん：65歳から74歳の扶養家族で、新たに国保に加入した	① 申請していただくことにより、所得割・資産割を免除、均等割・平等割を1/2減額する。

### 3. 納税通知書についてのお知らせ

納税通知書に所得割額が課税されていない世帯について

平成26年1月1日以降、八潮市に転入された方及び平成25年中の所得が確認できない方につきましては、納税通知書に所得割額が課税されていません。

これらの方に対しましては、収入等が確認でき次第、更正通知書（税額が変更された納税通知書）を送付いたしますので、それまでは同封の納付書で納めてください。

### 4. 年度途中で国保に加入・脱退された方へ

国民健康保険の資格が発生した月から、脱退した月の前月までの国保税が課税されます。社会保険の加入等により、年度の途中で国民健康保険の資格に異動が生じた場合の国保税額は「月割」となります。

届出内容	通知方法
① 世帯全員が国保に加入した場合	届出月の翌月に納税通知書を送付します。
② 世帯の一部が国保に加入・脱退した場合又は転居等により世帯に異動が生じた場合	届出月まではそのまま納付していただき、届出月の翌月に更正通知書（税額が変更された納税通知書）を送付します。
③ 世帯全員が国保を脱退した場合	

※ 加入の届出が遅れた場合も、国保の資格が発生した月にさかのぼり、国保税を納めていただきます。また、所得税・市民税の申告が遅れた場合も、途中で税額が変更になる場合があります。

### 5. 特別徴収と普通徴収について

#### (1) 特別徴収

国民健康保険税を年金から差し引いて納付していただく方法です。

「世帯内の被保険者全員が65歳以上75歳未満」の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）で、年額18万円以上の老齢（退職）、遺族、障害年金を受けている方が対象になります。

なお、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を超える場合や特別徴収対象被保険者が資格を喪失した場合等は、特別徴収の対象になりません。

※特別徴収に該当する方で、口座振替による納付を希望される場合は、特別徴収を停止する手続きが必要となります。詳しくは、担当あてお問い合わせください。

#### (2) 普通徴収

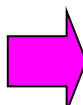
特別徴収に該当しない方が、国民健康保険税を納付書又は口座振替により納付していただく方法です。

### 6. 納期及び納期限について

国民健康保険税は、10回に分けて納めていただきます。

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日	3月25日

国保税のお問い合わせは次のところをお願いします



八潮市国保年金課 保険賦課係  
048-996-2111(代) 内線833・834・835